

神奈川県企業庁△△△水道営業所屋外広告掲出契約書（案）

神奈川県企業庁△△△水道営業所長 ○△○△○△（以下「甲」という。）と○○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、乙が掲出する屋外広告について、次の各項により屋外広告掲出契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、日本国の法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、屋外広告掲出場所が行政資産の一部であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。
- 3 乙が、屋外広告の掲出場所の行政財産の目的外使用許可が得られない場合は、本契約は無効となる。
- 4 履行方法その他の契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約書及び別紙企画提案書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。
- 6 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約の内容）

第2条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約の目的 神奈川県企業庁△△△水道営業所における屋外広告の掲出
- (2) 広告掲出内容 神奈川県企業庁水道営業所における屋外広告掲出企画提案募集要項（以下「募集要項」という。）のとおりに
- (3) 広告掲出場所 △△△水道営業所（○△×市○△ - - ） 募集要項別添○のとおりに
- (4) 契約期間 契約締結日から令和4年3月31日までとする。
ただし、広告掲出期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- (5) 契約金額 広告掲出期間の範囲内で、乙が募集した広告主の広告を掲出する期間の1ヶ月につき金○○○○○円
課税事業者（取引に係る消費税及び地方消費税額 金○○○○○円）
「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- (6) 契約保証金 神奈川県公営企業財務規程第138条第○項の規定に基づき免除する。

2 本業務に必要な事項は、この契約書のほか、神奈川県企業庁広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）、神奈川県企業庁広告掲載事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）、募集要項及び乙から提出された企画提案書等の内容の定めるところによるものとする。

（屋外広告の作成、掲出及び撤去）

第3条 乙は、屋外広告を掲出するときは事前に、広告主名、契約期間、広告内容を記載した書面を甲に提

出し、広告主及び広告内容について甲の承認を得なければならず、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

なお、乙が広告主の募集のために掲出する屋外広告の内容については、企画提案書に記載されたものとする。

2 乙は、広告原稿の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

3 乙は、乙の責任と費用負担において屋外広告の作成、掲出、撤去及び原状回復を行うものとする。

(掲出した屋外広告の点検及び維持管理)

第4条 乙は、善良なる管理者の注意を払って次のとおり掲出した屋外広告を維持管理するものとする。

2 乙は、掲出した屋外広告の安全を確保し、公衆に対する危害防止を図るため、乙の責任において定期的に点検するものとする。

3 乙は、甲から臨時に点検を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

(屋外広告に関する責任)

第5条 乙は、甲に対し、乙が作成した屋外広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。

2 乙が作成した屋外広告に関する一切の責任は乙が負うものとし、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応しなければならない。

ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、この限りではない。

(瑕疵担保等)

第6条 乙は、本契約締結後、屋外広告の掲出場所に隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、広告掲出料の減免もしくは損害賠償の請求をすることができない。

(契約更新等)

第7条 第2条第1項第4号に定める契約期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも契約を終了させる意思表示がないときは、更に1年を限度として更新されるものとし、更新は1回までとする。

(契約金額の支払方法)

第8条 乙は、乙が募集した広告主との契約による広告掲出日の属する月からその年度分の月数に契約金額を乗じた金額（以下「広告掲出料」という。）を、それ以降の年度分の広告掲出料にあつてはその年度当初に、甲が発行する納入通知書により指定する期日までに、甲に支払わなければならない。

(消費税経過措置)

第9条 本契約は消費税経過措置の適用はない。なお、契約期間の中途において消費税率の改定が行われた場合には、甲からの通知の有無にかかわらず、消費税率改定後の賃料に係る消費税等については改定後の税率により計算するものとし、第2条により支払った消費税額との差額を、甲が発行する納入通知書により甲が定める期日までに、甲に支払うものとするものとする。

(遡及条項)

第10条 本契約は契約締結の日にかかわらず、令和2年4月1日に遡って効力を生じる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第12条 乙は、契約履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(配送方法)

第14条 乙が、自動車を使用して物品等を配送又は運搬する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

(業者調査への協力)

第15条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する神奈川県企業庁の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 契約の履行及び掲出後の屋外広告に関して第三者の損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担しなければならない。

(違約金)

第17条 乙は、第3条で定める事項に違反したときは、第2条第1項第5号で定める契約金額の100分の15に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、事情やむを得ないものであると甲が認めたときは、この限りではない。

2 乙は、第2条第1項第5号で定める契約金額、第22条第2項で定める費用又は同条第3項で定める契約金額に相当する額（以下「契約金額等」という。）について、甲が定める納期限までに納付しないときは、納期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、契約金額等の金額につき年2.7パーセントを乗じて計算した金額の違約金を甲に支払わなければならない。

3 前2項に定める違約金は、違約罰であって、第23条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合には、乙に対し催告その他の何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 乙の屋外広告の掲出場所の行政財産の目的外使用許可が取り消されたとき。
- (2) 乙が本契約に定める義務に違反したとき。
- (3) 広告料及び使用料その他の債務の支払を、納期限から 2 か月以上怠ったとき。
- (4) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (5) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (6) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (7) 甲の書面による承諾なく、乙が 2 か月以上使用許可場所を使用しないとき。
- (8) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (9) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
- (10) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (11) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (12) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、既納の広告掲出料を乙に返還しない。また、乙に損害が生じてもその責を甲は負わないものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第 19 条 甲は、警察本部からの通知にもとづき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この確認書の解除をすることができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下、本条及び次条において、「条例」という。）第 2 条第 4 号に定める暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）と認められとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 乙が、条例第 23 条第 1 項に違反したと認められたとき。
- (3) 乙が、条例第 23 条第 2 項に違反したと認められたとき。
- (4) 乙及び役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、既納の広告掲出料を乙に返還しない。また、乙は、第 2 条第 1 項第 5 号で定める契約金額に年度分月数を乗じた金額の 100 分の 15 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 20 条 乙は、契約の履行に当たって、条例第 2 条第 2 号に定める暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければ

ばならない。

- 2 乙は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 乙は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第 21 条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除することができる。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規程に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による命令）が確定したとき。
 - (2) 乙を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第 8 条の 3 において準用する同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による命令（乙に対してされたものに限る。）が確定したとき。）
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を追わないものとする。

(屋外広告掲出場所の明け渡し)

第 22 条 契約期間が満了したとき又は、第 17 条若しくは第 18 条の規定により契約を解除したときは、乙は、直ちに屋外広告を撤去し、屋外広告掲出場所を甲に明け渡さなければならない。

(原状回復義務)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において屋外広告掲出場所を原状に回復しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、この限りではない。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、屋外広告掲出場所を滅失又は毀損したとき。
 - (2) 前条の規定により、屋外広告掲出場所を甲に明け渡すとき。
- 2 甲は、乙が前項の義務を履行しないときは、屋外広告掲出場所を原状に回復し、乙からその費用を徴収することができる。
- 3 乙は、前 2 項の場合において、第 1 項ただし書の規定による場合を除き、契約期間が満了した日又は契約の解除された日の翌日から、乙又は甲が屋外広告掲出場所を原状に回復し甲に明け渡した日までの日数に応じ、第 2 条第 1 項第 5 号で定める契約金額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第 24 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第 25 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担となる。

(重要事項の変更届出)

第 26 条 乙は、乙の定款その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地、代表者及び役員等に変更があったときは、遅滞なく甲に書面により届け出なければならない。

(疑義の決定)

第 27 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
神奈川県企業庁△△△水道営業所
所 長 ○△○△○△○△

乙

※契約書（案）は、提案内容により、一部内容を変更する場合があります。